

平成28年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日時	平成28年5月10日(水)14:00~16:00
場所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室BC
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員) 植田委員、笠井委員、加茂委員、北田委員、古結委員、西村委員、濱田委員、森下委員、森本委員 欠席:松尾委員</p> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) ※説明員として出席 経済部 河内部長、浅田次長、モノづくり支援室 鶴山室長、 政策調整室 島岡室長、公害対策課 木村総括主幹(田川課長の代理)、 建設企画室 田島室次長、都市計画室 藤埜室次長、 住宅政策室 藤田室次長、建築審査課 清水課長</p> <p>(事務局) モノづくり支援室 巽室次長、中川主任、淡路係員</p>
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住工共生まちづくり事業にかかる平成27年度実績と平成28年度予算措置状況について 2. 住工共生のまちづくり条例に基づく都市計画制度活用にかかる検討案について 3. 本年度のスケジュールについて
会議の公開/傍聴人の数	公開/傍聴人1名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について確認。 ・過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき、会議が成立していることを確認。 ・配布資料の確認。 <p>(経済部河内部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会開催にあたり挨拶。 <p>1. 住工共生まちづくり事業にかかる平成27年度実績と平成28年度予算措置状況について</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.住工共生まちづくり事業にかかる平成27年度実績と平成28年度予算措置状況について」事務局より説明をお願いする。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住工共生まちづくり事業にかかる平成27年度実績と平成28年度予算措置状況について、資料1-1、1-2に沿って説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(副会長)

・資料の各補助施策の事業要件に敷地面積要件を入れてはどうか。資料の活用できなかった例で、敷地要件が原因で活用できなかったものがどの程度あるのか把握したい。

・モノづくり立地促進補助金について、新規件数と交付件数があわないのではないか。新規件数は途中で取り下げたものもあると思うので、交付件数が有効となるのではないか。

(事務局)

・モノづくり立地促進補助金については、工場の企画段階で申請いただき、それから工場の建設に年数がかかり、工場立地後に固定資産税、都市計画税をお支払いただき、金額が確定したものを予算要求し、補助金として交付するため、申請から補助金の交付までどうしてもタイムラグが発生する。そのため、新規件数と交付件数の一致がされない。

(副会長)

・予算上、補助金の上限を設けているのか。

(事務局)

・補助金の上限は設けていない。例えば、土地を購入し、新たに工場を建てて、そこで製造業を営む場合は、お支払いただいた固定資産税、都市計画税の100%に近い金額を予算要求し、補助金として交付することとなる。

(会長)

・したがって、予算額との関係でいくとほぼ毎年100%に近いものとなっていくということである。

(委員)

・平成27年度から継続で予算を組んでいて、1点だけは平成28年度に拡充したとのことだが、拡充は申請が多いなどの理由があると思うが、継続の根拠は何なのか。達成度や執行率を見ていると、他の事業へ予算を回したら良いのではないかと思う事業もある。

(事務局)

・平成25年度よりスタートした事業であるが、事業は3年や5年など一定期間行っただけで検証するのが通常であり、1年では判定しづらい。ただし、相隣環境対策支援補助金と工場移転支援補助金については、当初より補助率、補助金額が低いというお声を頂戴しており、平成26年度より補助率、補助金額を引き上げた。その後、事業用地継承支援対策補助金を新設したりなど、平成25年度から3ヶ年が経過したが、検証にはもう少し時間が必要と考え、平成27年度から平成28年度に対してそれほど変更もなく事業を継続している。

(会長)

・予算執行率からいくと、住工共生コミュニティ活動支援補助金は7%程度であり、工場移転支援補助金は4%程度ということで、当初の予算からすると非常に僅かであり、これなら無くしても良いのではないかという感じもする。ただ作った意図からするともう少し状況を見てから判断したいということなので、昨年は低かったけれども、今年は高くなるような状況であれば、維持していかなければならないし、今年度も同じような状況であるならば、制度のあり方の見直しも含めて考える必要がある。もう少し時間を置きたいというのは良いが、少し気になるのは、あまりにも利用率が低いということであ

る。これがなぜ低いのか、何か問題があるなら改善してもらいたい。例えば住工共生コミュニティ活動支援補助金は利用が1件で焼きそばパーティであったが、これは1社での申請なのか。例えば地域で何社か集まって一緒にやる場合には利用できないのか。

(事務局)

・代表会社を決めていただいて、そこが一括して取り纏めていただければ問題ない。

(会長)

・そうやってやりやすい形でやってもらえれば良い。住工共生コミュニティ活動支援補助金はもう少し増やせそうである。

・工場移転支援補助金についてだが、移転した工場が4,000平米の工場、機械解体、据付工事、機械の運搬で補助対象経費が100万円であるが、4,000平米の工場で機械の運搬などに100万円しか掛からないものなのか。

(事務局)

・工場移転支援補助金は、前の工場から新しい工場へ機械を移設する際の費用の補助である。一般的に工場を新設される際は機械を新規で購入する場合がある。移転した機械だけで操業することはないので、引っ越し代としての補助対象はこれだけとなっている。

(会長)

・工場移転支援補助金は引っ越し代しか出ないということか。

(事務局)

・元の工場から新たな工場への機械の移転費用を対象としているので、そういう意味ではかなり限定的となっている。事務所移転費用は対象外である。

(会長)

・引っ越し費用に1件500万円の補助を設定しているということは、3分の2なので750万円ぐらいの引っ越し費用を想定しているということなのか。

(事務局)

・対象経費が750万円となると、満額の500万円の補助金となる。これは制度設計時に企業にヒアリングした結果、これぐらい掛かるであろうと設計したものである。

(会長)

・設計金額が少し大き過ぎるのではないかという気もする。とりあえず、ご意見があれば言ってもらいたい。

(委員)

・相隣環境対策支援補助金の合計金額が資料1-1と資料1-2で合わないようだが、それはなぜなのか。数字の間違いか。

(事務局)

・確認させていただく。

(会長)

・補足しておく、活用した事例と活用出来なかった事例にかなりギャップがあり、正直言って入口の段階で活用が難しいという事例が多い。基本的に市のスタンスとしては活用していただきたいと考えているので、相談があれば活用できるように持って行きたいが、元々の目的にマッチしていない場合が結構多いということが示されている。入口から狭くしているわけではない。また来年度の予算の話が出てきた際にこれを思い出して議論していただきたい。今年度はこういった形でやっていき、これまではこういった形で予算が付けられていたことをご確認いただきたい。

(委員)

・相隣環境対策支援補助金で活用できなかった事例で、シャッターを閉めることで騒音は改善されるが、室内環境が悪くなるのでクーラーが欲しいという相談がある。これは非常に多くの工場でありうるケースである。クーラーは対象にならないのは分かるが、この問題はもっと積極的に改善することを考えなければならないのではないか。

(事務局)

・この補助金は大前提として、用途地域の規制基準を守るのは各企業の義務であるとし、その義務を守っても苦情を受けるのが工業地域や準工業地域であったりするので、その義務の部分を超えたものに対して補助をしようというのが主旨である。極端な話、シャッターを開けていても基準をクリアしているが苦情を受けるのでシャッターを閉めることでもっと音が下がるが、クーラーを入れたいということであれば対象になる可能性もあるということである。あくまで基準をクリアするまでは企業の義務であり、プラスアルファとして補助金を出すものである。

(委員)

・そうするとほとんどの工場はシャッターを閉めて作業をしなければならないということになるが、ほとんどがそうではない。

(事務局)

・新しい工場などについては、騒音のために閉めているところが多いが、逆にそれが近隣とのコミュニティが無くなる元になっているとも聞いているので、住工共生コミュニティ活動支援補助金を活用していただきたい。

2. 住工共生のまちづくり条例に基づく都市計画制度活用にかかる検討案について

(会長)

・「2.住工共生のまちづくり条例に基づく都市計画制度活用にかかる検討案について」事務局より説明をお願いする。

(事務局)

・住工共生のまちづくり条例に基づく都市計画制度活用にかかる検討案について、資料2-1、2-2に沿って説明。

(会長)

・審議会では水走と高井田でのまちづくりの方針を審議し、方向性を決めなければならない。既に決まっているのは、モノづくり企業の集積を維持し、促進させることが必要であると認めた地域が、この水走と高井田地区である。この地区については、東大阪市のモノづくりの集積地域としてモノづくり産業を守っていかななければならない。その守っていくための方法が都市計画制度の活用であり、水走については特別用途地区という形で、他の地区とは違った形の地区として認定することになる。高井田については地区計画を適用する形でモノづくりの集積を守っていくような地域にしていくという方向性が決まっている。それを今回はより具体的に示されているので、認めるか認めないかを議論しなければならない。水走については意見交換会を行っており、参加した人数がどうなのかということもあるが、参加された方の意見を吸収しながら、水走地区をどうしていくのかを提案として出してもらったということである。水走地区は当初、4カ所に分けて、出来るところからやっという話であったが、本来は4カ所同じように特別用途地区にするというのが目的だったので、4カ所を一度にやろうという提案となっている。それと工業集積地に相応しくない用途を制限する、具体的には住宅であるが、住宅が簡単に入って来られない、そのかわりに工場が集まってくるような仕組みを作りましょうというのが次のステップとして必要となる。この審議会では特別用途地区の内容については議論する場所ではないので、それは都市計画審議会にお任せす

る。一方で、制限をしても工場が集積しなければ意味が無いので、工場が来やすいような支援を特別用途地区として設けるということはこの審議会では方向性を決めることになる。高井田についてはまちづくり協議会に基づく地区計画を通じて進めていくというスタイルになる。対象エリアは当初B地区のみを対象としていたが、B地区はほとんどが市の建物であり、地権者も市がほとんどなので、それでは意味が無いということで、住宅もあるA地区も含める形で高井田地区の設定が変更された。そういった方向性を今日は確認していく。今の私の説明も含めて、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・水走地区について、農地や駐車場の割合が18%ということだが、住宅は何%なのか。

(事務局)

・専用住宅として確認出来ているのは1カ所だけである。

(委員)

・1カ所というのはどこなのか。

(事務局)

・資料2-1の3ページ下、府道大阪石切線の石の字の上辺りである。

(会長)

・工場は地図記号の工場のところか。

(事務局)

・ほぼ相違無い。

(委員)

・専ら住宅専用はこの1件だけで、それ以外の併用住宅というのは商業と工業か。

(事務局)

・1階が工場で、2階、3階部分が住宅というものである。また工場の中に居住部分があるというのはいくつか聞いているが、全て把握出来ている訳ではない。

(委員)

・いずれも、基本的には工場の関係者の方が住まわれているのか。

(事務局)

・そうである。

(委員)

・6回に渡って行われた意見交換会だが、基本的には人の重なりは無いのか。

(事務局)

・同じ内容で2日間実施している。同じ方が3回来られたりもしている。

(委員)

・ということは、297人中27、28人の人に説明したということか。

(事務局)

・そういうことになる。

(説明員)

・通常、こういった都市計画の説明会では制限を掛けるということで賛成の方、どちらでも良い方、反対の方、の3つに分かれる。賛成の方は大抵電話をしてこられて、「頑張ってください」と言って説明会には来られない。どちらでも良い方も説明会に来られない。反対の方だけが来られるというのが常である。大体、過去の統計上では1割程度の方が説明会に参加される。そして、回数を重ねるごとに減っていく。今回は反対の方は割と最後まで参加されていたのが傾向として見られる。

(委員)

・一般的な事を知らなかったので、たった1割の人が聞くだけなのかという感覚を受けてしまったが、今の説明を聞くと、真剣に聞いて下さったということなのか。

(説明員)

・基本的に市の考えに対して意見がある方なので、意見交換会に参加されるのであり、意見が無い方は参加されない。

(委員)

・賛成者ももう少し深く聞きたい、生の声を聞きたいと思って参加する方もおられるのかと思ったので、297名の1割が少なく感じたが、今の説明を聞いて反対の方がメインと考えれば、1割の方が反対して最終的には合意を得られたのであれば、進めても良いのではないか。

(会長)

・そこは一定の理解が得られたということである。

(委員)

・支援施策についてはもしかしたら次回の審議会の議題かもしれないが、工場や企業が事業者土地を譲渡した時にメリットがあるとなっていたが、住宅が転出したい時に住宅1軒では工場の誘致などほとんど無理である。そのため、事業者に売れない場合に、何か支援をしてあげられないのか。都市計画では用途地域の変更はよくあるが、不利益を被る人がその地域を出たいといった時に手当てをしてあげるといった事例はあるものなのか。

(説明員)

・補償というような制度は無い。そもそも、特別用途地区というのは、言葉は悪いが市が有無を言わず規制を掛けられるものであり、本来は意見交換会も必要無い。ただし、それに対して反対する人に訴訟を起こされる。その訴訟に耐えられるだけの理論武装が出来るかどうかを我々は考える。特別用途地区はこの地区のためにという訳ではなく、東大阪市全体の役に立つために、用途地域も市が勝手に指定したりするが、市域全体が幸せになるためにどんな方も我慢しなさいという制度である。そのため、補償は無い。

(委員)

・酷いものですね。

(会長)

・酷いものですが、都市計画、用途地域というのはこういうものである。ただ、逆に言うと、工業地域や準工業地域に移って来られた人というのは側に工場があると分かっているのに、工場が近くにあつてうるさいと言う人が結構多い。

(説明員)

・個人で見れば非常に酷い制度ではあるが、東大阪市全体として見れば、この用途地域が定まっていなければ、住工だけでない、あらゆる相隣環境問題が発生してしまう。そういう意味で全ての方に平等に我慢していただける中身を考えているのがこの用途地域という制度である。東大阪市全体の利益を考えれば必要な制度であると考えている。

(委員)

・酷い制度というのは知っている。と言いながら、4ページの部分で事業者の人には支援している。それなら、住宅の転出の人にも何か支援があっても良いのではないか。逆に事業者に対して支援をすることに驚いている。

(説明員)

・水走地区は東大阪市の住居系の地域から嫌われている工場を受け入れるという前

提のもとでこの特別用途地区を実施する。そのため、この地区の人に補助をするのではなく、他の地区からこの地区に来ていただけるような補助を経済部が用意しているものである。

(委員)

・用途地区の変更と支援施策を一緒に説明されると、用途地域の変更に伴ってこういう支援施策を考えているように聞こえる。

(副会長)

・2つの審議会があり、それぞれ独自の部分をやらなければならないということでこの資料が出ているのではないか。その部分をまずはっきりさせなければならない。ただ、この審議会と都市計画審議会との関係だが、この審議会から諮問するのか。

(委員)

・それは違う。

(副会長)

・都市計画審議会は25日に行われるが、この資料というのはどこに誰がどう出すのか。

(委員)

・それに関連する話だが、資料の2-2について、この審議会で何を議論したかという、審議事項に書いてある2つについて決めたが、これに対して市長はこういう手段をとることが出来ると条例に書かれている。この審議会の内容を受けて市長が判断するので、審議会としては市長に直接要請することになる。そして市長から都市計画審議会に対して検討を指示する、まずここが大事であるのに、この図には市長が抜けている。大きな組織として市長が間に入らなければならない。よって、本審議会から都市計画審議会に直接要請することは出来ない。

・都市計画審議会が何をするかというと、地区を指定する、それは工場が立地するのが有利になるような受け皿を作るのが仕事である。その受け皿に工場というモノを入れる事業のようなものを考えるのは本審議会である。更に受け皿を作る際、住宅を建てるのが阻止できるかという、それは違う。それをするには建築条例を作らなければならない。また、建築条例は市議会で作ってもらわなければならない。最終的に効力の発生までは市議会があって、建築条例の施行が無いとここまで至らない。これも大きく間違っている。

(事務局)

・後程、資料3で説明を補足させていただく。資料2-2はかなり割愛したものとなり、申し訳ない。

(説明員)

・補足させていただくと、本来、この審議会というのは市長の諮問機関である。よって、私共、説明員として参加している者全員が本来は居ないものである。市長が直接、審議会で話を聞いて、それに対して答申を出される。その答申の中で方針が決まったから、地区の選定、都市計画の内容については住工審議会に関係するものではないので、関係する審議会に市長が直接諮問するよう返すべきである。ただ、今回は答申を出さないと聞いていたので、こういった書き方になっているのではないか。5月25日の都市計画審議会において、市長がこの都市計画手法の活用に向けた諮問をされる予定である。ただし、この中で地区計画や特別用途地区は既に決まっているかのようにになっているが、当然その中身や適用区域についても本来は都市計画審議会に審議する内容であるので、ここでの案は事務方が考えているものであり、変更になる可能性もある。ややこしいが、都市計画審議会でするものと住工審議会ですることは当然

別になる。また先程の話として、都市計画として区域を定めるというのは条例が無くても定めることが可能である。ただし、実行に移すための建築条例は市議会の役目になる。現実的に東大阪市において、条例が無い特別用途地区は工業保全型の特別用途地区が市東部にある。同じように工業地域を守ろうとした特別用途地区であるが、建築条例が施行されていない。我々としては二度とそのようなことが起きないように、建築条例の施行を必ずお願いしたい。

(会長)

・まずこの審議会で決めなければならないことは変わらない。この2つの地区でモノづくり企業の集積を維持し促進することが必要であると再確認したうえで、出されたまちづくりの方針を確認していく。その後で具体的に都市計画手法を活用するならば、都市計画審議会で議論して決めなければならない。この審議会でやると決めたことをすぐに都市計画審議会にバトンをパスするようなことではなく、間に市長が入っているので、そういったルートをきちんと確立してやっていかなければならない。それについては後でもう一度説明してもらいたい。もう一つ、我々が決めた方向性が都市計画審議会ですり返る可能性も十分あるということは認識しておかなければならない。

(説明員)

・都市計画審議会は参与機関であり、市長が都市計画審議会の議決を経なければ物事が決められない。他の施策であれば、仮に審議会があっても、審議会の意見を尊重しながら市長は違うことを決められるが、都市計画に関することだけは審議会の意見と違うものを決めることは出来ない。審議会の議決は必須となる。もう一つ、都市計画審議会では法律上、建議が認められており、審議会ですり返る案を出すことが出来る。違う案を議決することも可能なので、市長はそれを尊重しなければならない。ここで議論している内容について変更になる可能性もあるので、ご了承いただきたい。

(会長)

・そういう場なので、どういったことが決まるのかは確約出来ない。

(委員)

・資料2-1について、住工共生のまちづくり条例に基づく都市計画制度の活用とは何のことなのか。基づくという言葉は理解が難しい。関連するとかであれば良い。また条例に基づいて諮問するというのもおかしい話なので、言葉をどうするか再検討を願いたい。

・意見として、今回の都市計画の仕組みは受け皿を作り、その中にどういう料理を入れるかであり、本審議会でそれを考えなければならない。そして都市計画審議会ではその受け皿の必要性を説明出来なければならない。その点で4ページに書かれている内容を見ると、結局は地権者向けに出来ることは、事業用地継承支援対策補助金やモノづくり立地促進補助金など規模を問わないだけであって、それだけで良いのかと言われると、もう少し何とかならないのか。

・質問だが、評価見直しとは具体的に何を意味しているのか。

(説明員)

・一定期間毎に特別用途地区と特別用途地区でない区域の路線価の動きを確認し、例えば特別用途地区の区域内の地価が大幅に下落していることが判明した際はこの施策が失敗であったということが明らかになり、施策の見直しを迫られる状況になる。逆に地価が上がっていくというのは地権者にとっては固定資産税が上がるので好ましくないことではあるが、施策としては成功になると考えている。

(委員)

・では、面積だけの緩和の話で終わっているのはどうなのか。

(事務局)

・面積については、決して小さな工場を目的としている訳ではない。現状の未利用地はそれほど小さなものは無いが、市のスタンスとして他の地域より手厚い支援を行っていくという案をあくまで提示しただけである。

・先程ご指摘の資料2-1の「住工共生のまちづくり条例に基づく」の部分であるが、住工共生のまちづくり条例第11条の条文に基づくという意味である。言葉足らずであった。あくまで諮問するのは市長である。住工共生のまちづくり条例に基づき諮問するということでは決していない。

(会長)

・水走地区の支援施策案については、現在のところここに掲げられているものしか無いが、将来的に増やすことはありえるのか。

(事務局)

・あくまで案として提示しているものである。

(副会長)

・住宅や工場の除却補助は入れても良いのではないか。

・高井田地区については新たにA地区が考えとして出されたが、こちらの部分の考え方について、住工共存のまちがどのようなイメージか、また支援の施策も違うだろうし、ある程度この場で議論しておいた方が良いのではないか。

(会長)

・解決しなければならないことが多いが、まず、資料2-1のタイトルが違うということについて、もうちょっと分かりやすいものにした方が良いので考えてもらいたい。

・高井田について、B地区だけで考えていたものと、A地区を含めた状況はかなり違う。A地区は北の方に住宅がかなり出来上がっていて、面積でも戸数でも住宅が入っている部分が多いのでその中で地区計画を作って工場の維持を図っていく。水走は住宅がほとんど無い地域であり、工場も作れる余地があるので、工場を色々な地域から呼び寄せて工場の集積を維持するだけではなく、促進させることが目的となっている地域である。今、住工混在で困っている地域にとっても、発展的に水走到工場を移転してもらっても出てくることによって、住宅にとってもプラスになる場合もあるだろうというのが水走の位置付けである。高井田は全然違って、既に存在している住宅を追い出すことは事実上難しく、今、存在している工場と住宅がここは工場が集積している地域だということをベースにしながら共存出来るようにしていくのが課題である。あくまで工場の集積を維持していきながらというのが基本なので、どういう形にしていくのかというのはこちらの方が難しいのではないか。高井田地区の方針案として書かれている、住工混在問題が今以上に悪化しないようにするとか、工場の操業環境や周辺住環境と調和しない施設の立地を制限するというのは、今後新しく建物が建つ場合にそれなりの立地の規制を行うということである。区域内に新たに建築される工場は、周辺住宅に配慮したものとするというのは既に存在している住宅に対して悪影響を及ぼさないよう配慮した工場でなければならないということである。認識しなければならないのは、A地区を含めることで問題が複雑になるということである。

(委員)

・今更だが、そもそもこの審議会では市内全域で住工共生をやっていく一方で、高井田と水走において工場の集積を促進していくためにどういうことを支援していけば良いのかを議論するということが。

(会長)

・基本的には住工共生のまちづくり条例第1条に書いてあることが目的なので、東大阪市全体の住工共生とモノづくり産業の発展とを調和させていくというのが大まかな目的だと思われる。特にモノづくり企業の集積を維持していく地域を指定することもその一環である。一方で、既に存在する企業が周辺住民との間にトラブルが発生しないように、また発生した際にトラブルが緩和するような支援をすることも住工共生の一つのあり方である。具体的な方法はいくつかあるだろうが、そのうちの一つが今日議論されている、都市計画制度の活用である。こちらは従来の延長線上には無い、全く新しいことをやっているわけである。

(委員)

・平成28年度の予算について、これは特別用途地区などがまだ確定していないので、今後認められると大幅に変わってくるのか。

(会長)

・可能性としてはありえる。

(委員)

・資料1-1について評価基準のようなものはあるのか。今後何年か続けて経過を見ていくということだが、評価の基準が今後作成されるものなのか、既に作成されているのか。既に作成されているなら拝見して、我々でも検討していきたい。

(事務局)

・具体的な評価基準は確定している訳ではない。今は企業からのヒアリングを中心に行っている。

(会長)

・政策なので評価基準があった方が一般的には良いと思うが、この手のものは景気が悪くなると途端に動きが鈍くなったりする場合があるので、なかなか難しい。今後の検討課題である。

(委員)

・資料2-1の4ページの支援施策案について、特別に面積要件を外すのは説明としては分かるが、それでは他のところで面積要件を付けているのはどういう意味があるのかとなるので、もっとしっかり説明できるようにお願いしたい。

(事務局)

・例えば立地促進補助金について、現在の制度では工業専用地域で1,000平米以上、モノづくり推進地域では500平米以上の基準を設けている。差異があるのは、工業専用地域では一定規模以上の工場に立地してもらいたいという市の思いである。モノづくり推進地域ではある程度の規模の企業でも積極的に立地してもらいたいという思いから元々は1,000平米だった基準を引き下げたものである。水走についてはそういった基準を無くして、積極的に誘致していこうという市のスタンスである。面積要件の基準を無くせば良いという議論もあろうかと思うが、これは市の施策としての考えで行っているものである。

(会長)

・もう少し市にお金があれば、ここに工場団地や工場アパートを作ると言っても良いのではないか。

(委員)

・結局、基盤整備の事業をある程度しないとイケない。

(会長)

・このような意見があったということを強く認識してもらいたい。

・資料2-2については矢印等の問題があるので、今の段階では外しておいた方が良

	<p>い。資料2-1の方向性についていくつか議論があつて、要検討事項が残っているが、大まかなところでこの方向でいくということについては了解を得ておきたいが、よろしいか。それでは今後この方向で進めていく。</p> <p>3. 本年度のスケジュールについて</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3..本年度のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のスケジュールについて、資料3に沿って説明。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画制度の活用については今日の方向性で話を進めていくことになるが、実際に具体化されるためには、効力の発生ということで都市計画の告示であったり、建築条例が議会で決められなければならない。あるいは支援施策を展開しなければならないなど、考えなければならないことが多いので、この点について第2回の審議会で議論を深めていきたい。 ・最後に聞いておきたいことはあるか。無ければ以上をもって本日の会議を終了する。 <p>～閉会～</p> <p>～以上～</p>
<p>配布資料 の取扱い</p>	<p>資料1-1:資料の差替えを行う。</p> <p>資料2-1:配布資料のまま対応する。</p> <p>資料2-2:審議会資料として採択しない。</p>